

令和5年 労働災害発生状況（令和6年3月末現在）

（休業4日以上 の 死傷者数）

古河労働基準監督署

業種別

業種	5年		4年		同期比	
	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業
製造業	食料品	33	29		4	
	木材・木製品	1	2		-1	
	化学工業	8	15		-7	
	金属製品	16	16			
	一般・電気・輸送用機械	19	18		1	
	その他	25	22		3	
小計	102	102		0		
建設業	土木工事	1	4	1	4	
	建築工事（木造除く）	1	13	7	1	6
	木造建築工事		1	1		
	その他の工事	5	4		1	
	小計	2	23	1	16	1
陸上貨物運送事業	1	55		56	1	-1
畜産業						
小売業		22		18		4
社会福祉施設		16		9		7
飲食店		4		4		
その他		36		41		-5
計	3	258	1	246	2	12

第14次労働災害防止推進計画について

期間:令和5年（2023年）4月1日～令和10年（2028年）3月31日

古河労働基準監督署における14次防期間の目標
（令和9年度末時点の目標値）

死亡災害発生件数（5か年の合計）
0人を基本としつつ 11人 → **5人以下**

死傷災害発生件数（全業種）（単年度）
令和9年度までに 242人 → **230人以下**

死傷災害発生件数*2（業種別）（単年度）

- ・製造業 98人 → **8人以下**
- ・運輸交通業 46人 → **4人以下**
- ・商業 21人 → **1人以下**
- ・建設業 20人 → **1人以下**

重点事項

- (1) 事業場が**自発的**に安全衛生対策に取組むための意識啓発
- (2) 労働者の**作業行動に起因**する労働災害防止計画の推進
- (3) **高齢労働者**の労働災害防止対策の推進
- (4) **外国人労働者**等の労働災害防止対策の推進、**多様な働き方**への対応
- (5) **個人事業者**等に対する安全衛生対策の推進
- (6) **過労死**等の防止等、労働者の**健康確保**対策の推進
- (7) **化学物質**等による健康障害防止対策の推進
- (8) **業種別**労働災害防止対策の推進

月別

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計		
5年	18	21	21	18	15	20	27	22	(1)	26	24	28	18	(3)	258

年齢別

	件数	率(%)
～19歳	5	1.9%
20～29歳	(1) 25	9.7%
30～39歳	44	17.1%
40～49歳	41	15.9%
50～59歳	(2) 70	27.1%
60歳～	73	28.3%

規模別

事故の型別

業種	規模	事故の型別											合計			
		規模 9人	規模 10人	規模 11人	規模 12人	規模 13人	規模 14人	転落・墜落	転倒	激突され	巻込まれ・挟まれ	こすれ・切られ		交通事故	動作の反動	その他
製造業	食料品	1	7	2	23		4	10	1	2	1			10	5	33
	木材・木製品		1							1						1
	化学工業	1	3	1	3				1	3	1			1	2	8
	金属製品	3	11		2	3		1	1	4	2			1	4	16
	一般・電気・輸送用機械		10	3	6	2		3	2	5	2			3	2	19
	その他	5	9	7	4	1		5		7	1			2	9	25
小計	10	41	13	38		10	19	5	22	7			17	22	102	
建設業	土木工事	1	3				(1)	2						1	1	(1) 4
	建築工事（木造除く）	8	4		1	(1)	7			1				1	4	(1) 13
	木造建築工事		1						1							1
	その他の工事	5					3			1			1			5
	小計	14	8		1	(2)	12	1	1	1		1	2	5	(2) 23	
陸上貨物運送事業	2	30	12	11		19	5	2	12			(1)	5	5	(1) 55	
畜産業																
小売業	4	12	3	3	4		5		1	1	3	4	4	4	22	
社会福祉施設	3	7	4	2			7						4	5	16	
飲食店		4											1	3	4	
その他	3	16	9	8	4		11	2	7		4	4	4	4	36	
計	36	118	41	63	(2)	49	48	10	43	8	(1)	13	37	50	(3) 258	

※ 数値は、労働者死傷病報告より集計したものであり、()内は死亡者で内数である。

※ 陸上貨物運送事業は「道路貨物運送業」、「陸上貨物取扱業」を合わせたものをいいます。

※ 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く